

議員提出第8号議案

都立東綾瀬公園にドッグランの新規設置を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

平成29年6月22日

提出者

足立区議会議員	くぼた	美幸
同	米山	やすし
同	伊藤	のぶゆき
同	新井	ひでお
同	たがた	直昭
同	はたの	昭彦
同	松丸	まこと

足立区議会議長 かねだ 正 様

(提案理由)

東京都に対し、都立東綾瀬公園にドッグランの新規設置を求めるため、本案を提出する。

都立東綾瀬公園にドッグランの新規設置を求める意見書

都立東綾瀬公園は緑の多い公園として、地域住民のみならず愛犬家や多くの人が集まる憩いの場として親しまれている。しかし、愛犬家の急増によりノーリードや犬の排泄物の放置など、様々なトラブルも多く発生するようになっている。

平成27年度東京都福祉保健局のデータでは、足立区の犬の登録頭数は、世田谷区、練馬区に次いで都内で3番目に多い。しかしながら、区内でドッグランが設置されているのは、都立舎人公園1カ所のみという現状にある。

ドッグランを新たに設置することにより、人と犬とのすみ分けができ、双方の望ましい共存が期待できる。さらに、ドッグランを利用する際に登録制にすることで、畜犬登録や狂犬病予防接種の必要性を認識してもらい、飼い主に愛犬の健康と生活圏の安全を守る義務を理解してもらうことが可能となる。

また、都立東綾瀬公園にドッグランがあれば、災害時にはペット同伴世帯の避難場所として利用でき、動物アレルギーを持つ人や犬が苦手な人と隔離することで災害避難時のストレス減少にもなり、愛犬家同士の情報共有により被災ペットの減少にもつながる。

よって、足立区議会は東京都に対し、人と犬とが快適に共存できる環境整備のため、都立東綾瀬公園にドッグランの新規設置を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

議長 名

東京都知事 あ て